

令和3年  
公告第194号

## 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和3年8月23日

北秋田市長 津谷 永光

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 教総小委第36号
- (2) 業務名 防火設備定期検査業務委託（鷹巣地区4小学校）
- (3) 業務場所 鷹巣小学校、鷹巣東小学校、綴子小学校、清鷹小学校
- (4) 業務概要
  - 1. 建築基準法第12条の規定に基づく定期調査及び報告書作成
  - 2. 報告書の作成
    - ・定期検査報告書概要書 各校2部
    - ・定期検査報告書 各校2部
    - ・検査結果表（防火扉、防火シャッター） 各校2部
    - ・検査結果図、関係写真 各校2部

※ 本業務の詳細については、設計書、仕様書等により必ず自身で確認すること。

- (5) 委託期間 契約締結日の翌日から令和3年11月5日まで

### 2 入札参加資格に関する要件

- (1) 令和3・4年度北秋田市建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格者名簿に登録された者のうち建築関係建設コンサルタント業務「建築一般」の登録があり市内に本社を有する業者、又は令和3・4年度北秋田市建設業者等級格付名簿に登録された者のうち「電気工事」の格付等級【A】であって「防火設備検査員」を配置可能であり市内に本社を有する業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）第102条第1項の規定により本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

### 3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、令和 3 年 8 月 24 日から令和 3 年 8 月 31 日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）の午前 9 時から午後 5 時までに下記の書類を北秋田市財務部財政課に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、郵送又は電送による申請は受け付けない。また、提出書類の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

#### (1) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 誓約書（様式第 3 号）

(2) 入札参加資格を有すると確認された者には、令和 3 年 9 月 2 日までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

### 4 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、提出書類について虚偽の記載をしたときは入札に参加することができない。

### 5 入札に必要な書類を示す場所等

(1) この業務に係る設計図書の閲覧及び貸出しは、令和 3 年 8 月 23 日から令和 3 年 9 月 7 日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）北秋田市役所本庁舎 2 階閲覧室において行う。なお、設計図書に対する質問があるときは、令和 3 年 8 月 31 日正午までに書面で北秋田市財務部財政課に提出しなければならない。また、質疑のない場合においてもその旨を書面にて入札時まで提出すること。

(2) 前号の質問については、令和 3 年 9 月 2 日までに書面で回答する。

### 6 現場説明の日時及び場所

実施しない

### 7 入札及び開札の日時及び場所

令和 3 年 9 月 8 日 午前 10 時

北秋田市交流センター 1 階講堂（北秋田市材木町 2-2）

### 8 入札方法等

(1) 郵送による入札は、認めない。

(2) 入札回数は、予定価格を事前公表しているものについては 1 回、事後公表としているものについては 3 回を限度とする。ただし、2 者以上で再度入札における競争性が確保できると認められる場合、入札を執行する。

(3) 入札に際しては、一般競争入札参加資格確認通知書を提示しなければ、入札に参加することができない。

(4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。

## 9 入札保証金

入札参加者は、その見積契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、次に掲げる場合は入札保証金を免除する。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 契約保証金

契約者は請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 11 予定価格

事後公表とする。

## 12 入札の無効に関する事項

この公告において定める資格要件を満たさない者が行った入札、提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに北秋田市財務規則第110条に該当する入札は、無効とする。

## 13 落札の無効に関する事項

落札の通知を發した日から7日以内に契約（議会の議決に付すべきものについては、仮契約）を締結しなかったときは、その落札の効力は無効とする。ただし、落札者が契約締結に応じられないやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

## 14 その他

前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。